

高額介護合算療養費の 申請書を送付します

問合せ 国保ねんきん課 ☎33-4490

高額介護合算療養費とは

医療保険と介護保険を利用して世帯の自己負担額を年間で合算し、下表の自己負担限度額を差し引いて支給される制度です。
毎年申請が必要のため、令和2年7月31日時点で後期高齢者医療保険加入者がいる世帯で支給の見込みがある対象者には令和3年1月中旬以降、申請書を送付します。

計算期間

令和元年8月1日～令和2年7月31日

申請に必要なもの

健康保険証、介護保険証、印鑑、支給対象者名義の通帳、マイナンバーが分かるもの

申請先

国保ねんきん課または各支所健康福祉地域事務所

支給要件

計算期間内に、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額から自己負担限度額を差し引いた金額が500円を超えた場合



負担割合	所得区分	自己負担限度額
3割(※1)	現役Ⅲ (住民税課税所得690万円以上)	212万円
	現役Ⅱ (住民税課税所得380万円以上)	141万円
	現役Ⅰ (住民税課税所得145万円以上)	67万円
1割	一般所得者(※2)	56万円
	区分Ⅱ(※3)	31万円
	区分Ⅰ(※4)	19万円

※1 同一世帯の後期高齢者医療被保険者に住民税の課税所得が145万円以上の人がある場合

※2 現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人

※3 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)

※4 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円となる人(年金の所得は控除額を80万円として計算)

令和2年7月豪雨で被災した人へ

国民健康保険医療費の一部負担金が還付されます

還付の対象

- ・保険医療機関などの一部負担金
- ・保険外併用療養費または訪問看護療養費の自己負担金

還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代、部屋代
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院などの施術費用
- ・その他保険診療外の費用



免除の要件など詳細は市ホームページを確認ください

後期高齢者医療費の一部負担金が免除、還付されます

免除・還付の対象

- ・保険医療機関など一部負担金
- ・保険外併用療養費または訪問看護療養費の自己負担金

免除・還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代や差額ベッド代
- ・その他保険診療外の費用



免除の要件など詳細は市ホームページを確認ください